

大阪府新型コロナワクチン 接種調整ワーキンググループ設置要領

第1条（目的）

新型コロナウイルスワクチン接種事業を進めるにあたり、複数市町村にまたがる調整事項が生じた場合など、都道府県の助言及び調整が必要となった際に、大阪府が「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」に基づき、広域調整を行うことを目的とする。

第2条（検討事項）

- （1）複数市町村にまたがる調整事項
- （2）医療従事者等への接種の実施体制の確保に関する事項
- （3）その他、調整等が必要な事項

第3条（組織）

以下の構成員より組織する。

- （1）大阪府市長会代表市の担当者
- （2）大阪府町村長会代表町村の担当者
- （3）大阪市及び堺市の担当者
- （4）中核市代表市担当者
- （5）大阪府健康医療部担当者
- （6）その他、適当と認める者

第4条（任期）

任期は令和4年3月31日までとする。ただし、翌4月1日以降も継続が必要と判断される場合は、別途協議する。

第5条（会議）

会議の招集は、事務局が行う。

（事務局）

事務局は、健康医療部ワクチン接種推進課に置く。

（附則）

この要領は令和2年12月25日から施行する。